

# 平成 28 年度 2次募集 昭島市ものづくり企業立地継続補助金

## 【事業概要】

昭島市では、東京都と連携して、昭島市内の工場設備の操業改善のための費用や、ものづくり中小企業者が操業維持するための市内の移転費用を補助することにより、地域の重要なものづくり企業の立地継続を支援します。

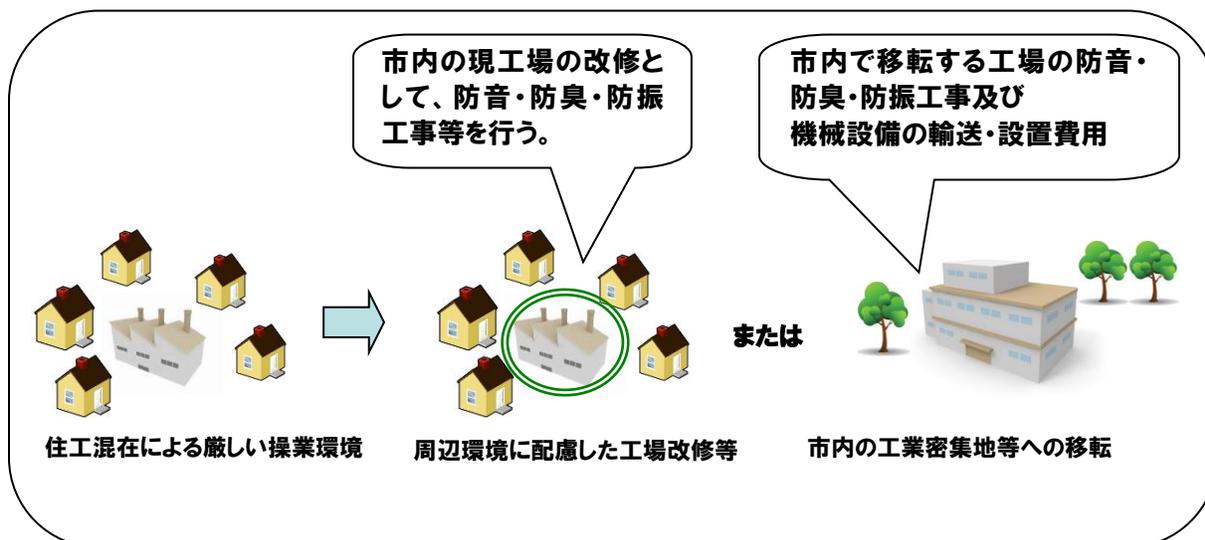
## 【補助限度額、補助率】

- ・補助限度額 **150万円**(補助対象経費の4分の3以内の額)
- ・対象経費の合計額が100万円以上の事業であること

## 【補助対象事業】

1 工場の改修等事業	2 工場の移転事業(一部移転を含む)
①市内の現工場の改修(新增築は含まない) ②市内の現工場の改修、増築、又は建替(現工場を取り壊した後、同土地で行う工場の新築)に伴う一時移転。ただし、増築及び建替は、操業環境改善の目的で行われるものであること。  <b>※「改修」とは、防音、防臭及び防振等操業環境の改善を図るものであること。</b>	①市内への工場移転に伴う機械等設備の輸送又は設置(新增築を含む) ②移転先工場(市内)の改修(新增築を含まない)  <b>※「移転」とは、工場の操業により生じる騒音、悪臭及び振動等に関して周辺環境及び近隣住民等へ配慮するために行う工業団地及び工場アパート等への移転等、操業環境の改善を図るものであること。</b>

## 【活用例】



【補助対象事業者】

- 市内に本社または、事業所の登記があり、市内において1年以上操業するものづくり中小企業者。
- 市外において、1年以上操業し、新たに市内へ移転し、当該年度の交付決定日から翌年2月末日までの期間に実施完了するものづくり中小企業者。

【申請について】

申請方法	補助金交付申請書等必要書類を市役所 2 階、産業活性課へご提出ください。なお、ご提出いただいた申請書をもとに書類審査し、交付決定の手続きを行います。 <u>※交付決定日以前に締結された契約につきましては、補助対象となりませんのでご注意ください。</u>
------	---

【助成金受領までの流れ】

平成 28 年 10 月 3 日(月) ～11 月 15 日(火)	申請受付期間
11 月下旬	審査会 交付対象企業の選定
12 月上旬	助成金交付(不交付)決定通知
(助成金交付決定後)	事業開始 助成対象事業に係る購入・工事等契約の締結
平成 29 年 2 月 28 日(火)まで	事業完了・実績報告の提出
(実績報告書提出後)	完了現地検査 助成金額確定 助成金交付請求 助成金受領

【提出・問い合わせ先】

昭島市 市民部産業活性課 産業振興係  
〒196-8511 東京都昭島市田中町 1-17-1  
[TEL:042-544-5111](tel:042-544-5111) FAX:042-544-6440  
E-MAIL:[sangyokasseika@city.akishima.lg.jp](mailto:sangyokasseika@city.akishima.lg.jp)